

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市に所在する会社B（以下「会社」という。）に雇用され、トラック運転手として勤務していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日午前2時30分頃、Cセンターにおいてトラックから積荷を降ろす際に、腰に急激な負荷がかかり（以下「本件災害」という。）、腰椎椎間板ヘルニア等を発症したとしている。

請求人は、本件災害後2か月半以上経過した平成〇年〇月〇日、D内科・外科医院に受診し、「急性腰痛症、腰椎椎間板ヘルニア」（以下「本件傷病」という。）と診断された。その後、請求人は、複数の医療機関に受診し、同様の診断を受けている。

請求人は、本件傷病は業務上の災害によるものであるとして、監督署長に対し、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、平成〇年〇月〇日に業務でトラックにバラ積み等の作業をしている際に腰痛を発症した旨主張している。

請求人らが重視すべきであるとしているEの「〇月頃に請求人から腰を痛めてしまったことを聞いていた。」旨の申述をもってしても、また、医証からも同日に請求人が被災した事実が確認できないことは、決定書理由第2の2の(2)のアに説示するとおりであり、当審査会としては、審査官の判断は妥当であると判断する。

(2) 請求人らは、請求人の腰痛について、平成〇年のヘルニアと今回のヘルニアの部位は異なっており、自然的経過による増悪であるとする審査官の決定は誤りである旨主張している。

ヘルニアについての症状の経過等については、決定書理由第2の2の(2)のアに説示するとおりであると認められ、平成〇年〇月〇日摘出手術を行った右L3/4のヘルニアについては、F医師の意見書及びG病院の診療録によると、既に平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日のMR I検査でその存在が認められており、平成〇年〇月〇日のMR I検査でその増大が認められていることに鑑みると、日常生活の積み重ねによって徐々に増悪したと思料することが相当であり、当審査会は、請求人の既往症が自然的経過によって増悪したとする審査官の判断は妥当であると判断する。

(3) 請求人らは、平成〇年〇月中旬頃に2回目の災害性腰痛を発症したことを監督署長は見落とし判断していない旨主張している。

請求人らは、平成〇年〇月中旬頃に再度発症した腰痛は1回目（平成〇年〇月〇日）の腰痛の再発であると主張しているが、何日にどのような状況下で災害性腰痛を発症したかなど当該災害発生の具体的日時、状況等は明らかではなく、売上乗務日報上で〇月中旬頃にばら積みの仕事をしていたというに留まるものであり、同事実をもって災害性腰痛を発症したと認めることはできず、また、その他業務により災害性腰痛を発症させたことを裏付ける資料もないことから、請求人らの主張は認めることはできない。

(4) 請求人らは、本件について、調査のやり直しをするよう求めているが、請求人らが求める聴取対象者は既に聴取済みの会社関係者であり、また、検討すべきものとする診断書等請求人が提出した資料一切についても、当審査会としても十分に検討して上記のとおり判断したものであり、再調査の必要は認められない。

さらに、請求人らのその余の主張についても子細に検討したが、前記判断を左右するに足りるものは見出すことはできなかった。

(5) 以上のことから、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。